

各位

株式会社紀陽銀行

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊行では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則」の改正（2020年10月7日施行）等を踏まえ、普通預金等共通規定および定期預金共通規定ならびに積立定期預金共通規定を以下の通り、一部改定いたしますので、お知らせいたします。

1. 改定条項の内容（下線部分が改定箇所となります。）

(1) 普通預金等共通規定

ア. 「9.（休眠預金等活用法に係る異動事由）」

変 更 後	変 更 前
(9) 総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく預金については、同じ総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく他の預金（ <u>休眠預金等活用法の対象外であるマル優預金を含みます。</u> ）に前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと	(9) 総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく預金については、同じ総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく他の預金に前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

イ. 「10.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）」

変 更 後	変 更 前
(5) 総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく預金については、同じ総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく他の預金（ <u>休眠預金等活用法の対象外であるマル優預金を含みます。</u> ）に前各号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金に係る最終異動日等	(5) 総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく預金については、同じ総合口座取引規定または通帳式通知預金規定にもとづく他の預金に前各号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金に係る最終異動日等

(2) 定期預金共通規定

ア. 「12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）」

変 更 後	変 更 前
(4) <u>預金者等からの残高の確認があったこと（当行が残高の確認を把握できる場合に限りま</u> <u>す。）</u>	(今回追加)
(5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限りま <u>す。）</u>	(4) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限りま <u>す。）</u>
(6) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が情報の受領を把握できる場合に限りま <u>す。）</u> ① 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称 ② この預金の種別 ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項	(5) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が情報の受領を把握できる場合に限りま <u>す。）</u> ① 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称 ② この預金の種別 ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項

④ この預金の名義人の氏名または名称 ⑤ この預金の元本の額 (7) 通帳式定期預金共通規定にもとづく預金については、同じ通帳式定期預金共通規定にもとづく他の預金（ <u>休眠預金等活用法の対象外であるマル優預金を含みます。</u> ）について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと	④ この預金の名義人の氏名または名称 ⑤ この預金の元本の額 (6) 通帳式定期預金共通規定にもとづく預金については、同じ通帳式定期預金共通規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
--	---

イ. 「13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）」

変 更 後	変 更 前
⑤ 通帳式定期預金共通規定にもとづく預金については、同じ通帳式定期預金共通規定にもとづく他の預金（ <u>休眠預金等活用法の対象外であるマル優預金を含みます。</u> ）に前各号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金に係る最終異動日等	⑤ 通帳式定期預金共通規定にもとづく預金については、同じ通帳式定期預金共通規定にもとづく他の預金に前各号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金に係る最終異動日等

(3) 積立定期預金共通規定

ア. 「12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）」

変 更 後	変 更 前
(4) <u>預金者等からの残高の確認があったこと（当行が残高の確認を把握できる場合に限ります。）</u> (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限ります。） (6) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が情報の受領を把握できる場合に限ります。） ① 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称 ② この預金の種別 ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ④ この預金の名義人の氏名または名称 ⑤ この預金の元本の額	（今回追加） (4) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限ります。） (5) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が情報の受領を把握できる場合に限ります。） ① 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称 ② この預金の種別 ③ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ④ この預金の名義人の氏名または名称 ⑤ この預金の元本の額

2. 預金規定の改定日

2021年8月2日

改定する条項は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

以 上